震度５強以上の地震発生または市から要請があった時に発動

町田市介護保険事業所等
災害時情報伝達マニュアル

２０２５年１月　改定
町田市

《このマニュアルについて》

（目的）
本マニュアルは、大規模な地震等の災害発生時、町田市内介護保険事業所等（以下「事業所」という）の事業継続・復旧支援、要配慮者の避難確保・応急支援、二次避難施設の開設・運営等に必要な情報について、市と事業所が迅速かつ正確に共有・連携することができるよう、災害時における市と事業所の情報伝達に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（対象の事業所）
市内に住所を有する、全介護サービス事業所（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、通院等乗降介助、居宅療養管理指導を除く）、地域包括支援センター（あんしん相談室）、ふれあい館、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、本マニュアルに基づき、市と情報共有・連携を図るものとする。

1　事業所から市への情報伝達

（１）地震災害時の情報伝達の流れ

1 震度５強以上の地震発生

職員・施設内利用者の安否、建物・設備の被災状況等を確認する。施設内利用者以外の登録利用者についても、できる限り安否確認に努める。

2 報告期限までに様式を提出

報告期限	事業所種別		提出様式
２４時間以内	**二次避難施設**		様式１,２,３
	高齢者福祉施設	ふれあい館、地域包括支援センター、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	様式１,２
	入所・入居施設	介護老人保健施設、介護医療院、特定入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護	
４８時間以内	**上記以外の介護サービス事業所**（居宅介護支援、訪問介護、通所介護　他）		

※所定時間内の報告ができない場合は、報告が可能になり次第直ちに報告する。

3 ※被災状況等に変更が生じた場合様式提出

（２）地震以外の災害発生時

市内で台風等による災害が発生し、または発生が予見され、市から被災状況等の情報伝達に関する要請があったときは、被災状況等を市へ報告する。

※報告の期日や報告様式等の詳細は、災害の状況に応じ、市から個別に要請する。

（３）情報伝達の手段

【様式１、２】電子メールで行い、件名は「【施設名】災害時情報伝達」とする。

送付先	健康対策部高齢者福祉班 ikiiki_saigai@city.machida.tokyo.jp

※メールが使えない場合⇒FAX：050-3101-4315（いきいき総務課）

【様式３】Graffer で申請する（右の二次元コードから）。

※二次避難施設の協定締結施設のみ対象

URL:https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/nijihinanshisetsu

2　市から事業所への情報伝達

市は事業所に対し、必要な情報を電子メールにて周知、連絡する（緊急の場合は電話）。